

水道利用加入金の一部を減免しています

水道普及率の向上を図るため、給水装置の新設及び水道メータ一個数の増設、増口径工事の申込者を対象に、水道利用加入金の一部を減免しています。

【減免対象者】

新規水道加入者および増設・増口径の水道申込により、水道利用加入金納付が必要とされる方

※増 設・・・水道メータの個数が増える方
増口径・・・水道メータの口径が大きくなる方

【新規および増設にかかる減免額】

メータ口径	水道利用加入金	減免額	減免後の額
13mm	99,000円	33,000円	66,000円
20mm	165,000円	55,000円	110,000円
25mm	198,000円	33,000円	165,000円
30mm	286,000円	33,000円	253,000円
40mm	363,000円	44,000円	319,000円
50mm 以上	825,000円	55,000円	770,000円

【増口径に係る減免額】

メータ口径	水道利用加入金	減免額	減免後の額
13mm⇒20mm	66,000円	33,000円	33,000円
13mm⇒25mm	99,000円	33,000円	66,000円
20mm⇒25mm	33,000円	11,000円	22,000円

※『上記以外』の増口径に係る減免額は一律11,000円となります。

水道利用加入金の減免を希望する方は、減免申請書に必要事項を記入し、給水工事申込書および給水装置工事設計審査申請書とともに上下水道課へ提出してください。

※減免申請書の提出のないものは無効となりますのでご注意ください。

【問い合わせ：かすみがうら市上下水道課 ☎029-897-1346】